

イベント等開催時における公演主催者の対応ガイドライン

<公演前の対策>

(1) 入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。例えば、以下のような手段が考えられます。
 - 開場・休憩時間の延長
 - 公演の前後及び公演中、公演の休憩中の換気実施
 - 入場時のチケット確認(もぎり)の簡略化
 - 入場待機列の設置
 - 日時や座席の指定予約による人数調整
 - 大人数での来館の制限 等
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討してください。
- ・ 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 来場者との関係

- ・ チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
例:37.5℃以上の発熱がある場合、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある場合
- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知するようにしてください。

(3) 公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。
- ・ 緊急事態宣言等により県域をまたぐ移動制限がある場合、公演関係者の移動がこの制限の範囲内であることを確認してください。

(4) 施設管理者との事前打ち合わせ

- ・ わいわいホール使用時には公演1か月前を目途に公演主演者とホールスタッフで事前打ち合わせを実施していただいておりますが、ご来館いただいでるの打ち合わせだけではなく、電話等での打ち合わせも可能です。
- ・ ご来館いただく場合、マスクの着用、体温が37.5℃以下であること、咳・咽頭痛などの症状がないこと、過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がないことを当館入口で確認させていただきます。
- ・ 電話等で打ち合わせをする場合、もし資料があればメールやFAXで事前にお送りください。

<公演当日の対策>

(1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。

① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合

② 咳・咽頭痛などの症状がある場合

③ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等

- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 対面でチケットや物品の販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ 会場入口の行列は、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けて整列を促す等、人が密集しないよう工夫してください。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。

- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。
- ・出演者へのプレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・施設の入口に、公演主催者で準備した手指消毒用の消毒液を設置するようにしてください。
- ・座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策(前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等)に努めてください。
- ・公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等)は行わないようにしてください。
- ・場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。
- ・ゴミはお持ち帰りいただくよう周知してください。

(4) 公演関係者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・表現上困難な場合を除き原則としてマスクやフェースガードの着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・館内での食事はご遠慮ください。(水分補給は差し支えありません)
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・舞台への入退場の動線を分け、入場待ちをする場合は廊下で十分な間隔をとって整列してください。
- ・飛沫拡散防止のため、施設管理者側でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する箇所があります。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

(6) 物販

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・ パンフレット等の物販を行う場合、最低1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を開けて整列してください。
- ・ 物販に関わる従業員は、マスクの着用と手指消毒を徹底してください。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯してください。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽してください。
- ・ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。

(7) 来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

<公演後の対策>

- ・ 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が上記の対策を講ずるものとします。